

軽自動車税（種別割）を口座振替されている方へ

令和6年度から『軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）』の郵送を廃止します。

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）が導入され、軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報について、軽自動車検査協会がオンライン上で確認できるようになり、軽自動車の車検において納税証明書の提示が原則不要となります（ただし、二輪の小型自動車を除く）。

このことにより、口座振替をご利用の方へ「口座振替済通知書」と併せて送付しておりました「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」については廃止させていただきます。

【廃止される納税証明書】

口座振替で納付された方へ郵送される「軽自動車税（種別割）口座振替済通知書及び納税証明書（継続検査用）」

※税務課窓口では、引き続き「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」（無料）を発行していますので、必要な場合は申請してください。

※軽JNKSは、三輪以上の軽自動車を対象となるため、二輪小型自動車については、軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）を令和6年度に限り別途郵送します（6月中旬）。

ご注意ください！

令和6年4月1日から「北海道銀行」と「北洋銀行」の窓口において、二次元バーコード（eL-QR）が印字されていない納付書でお支払い（納税・納入通知書による税、使用料および手数料等を納付）される場合は、別途、**取次手数料（1件につき880円消費税込み）**が発生します。

下記の納付については、取次手数料の負担はございません。

- ①二次元バーコード（eL-QR）が印字されている納付書（令和5年度以降の固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））でのお支払い
- ②口座振替（北海道銀行・北洋銀行の口座も含む）
- ③滝川市役所および江部乙支所、北門信用金庫、北空知信用金庫、空知商工信用組合、たきかわ農業協同組合、北海道労働金庫 以上の本支店、北海道内のゆうちょ銀行および郵便局でのお支払い
- ④コンビニエンスストアおよびスマートフォンアプリ（詳しくは納税・納入通知書裏面をご覧ください）

問合先 税務課 Tel.28-8021

空き家を利用しませんか？

使用していない比較的良好な状態の空き家については、貸家で活用が可能な場合があります。そのような空き家を中空知住み替え支援協議会に登録することにより、利用したい方にあっせんすることができます。

申込方法

建物の概要が分かるもの（図面、確認申請書、登記簿、公図等）をお持ちのうえ、問合先（中空知住み替え支援協議会）の窓口で申請してください。



※その他、協議会が必要と認める資料の提出をお願いする場合があります。

※協議会の担当者が建物の確認に伺います。

問合先 建築住宅課 Tel. 28-8040

中空知住み替え支援協議会（中空知地域職業訓練センター内） Tel. 24-1880